

入札公告（役務の提供等）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年3月28日

分任支出負担行為担当官

沖縄総合事務局北部国道事務所長 上原 勇賢

1. 調達内容

- (1) 調達件名 平成24年度北部国道事務所庁舎警備業務
- (2) 調達件名の特質等 入札説明書等による。
- (3) 履行期間 平成24年5月1日から平成25年3月31日まで
- (4) 履行場所 沖縄県名護市大北4丁目28番34号 北部国道事務所
- (5) 入札方法
 - ① 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ② 原則として当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とし、それまでに落札者がいないときは、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

2. 競争参加資格

- (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成22・23・24年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」のうち「建物管理等各種保守管理」で「C」又は「D」の等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者で、沖縄県内に本店を有する者であること。

なお、競争参加資格を有しない者も競争参加資格確認申請書の提出をすることができるが、この場合、開札日までに競争参加資格の認定を受けなければならない

い（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から「沖縄総合事務局長の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和60年8月6日付け総会計第642号）」に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 3(3)の受領期限までに仕様書及び入札説明書の受領を済ませ、かつ、3(5)の提出期限までに競争参加資格確認申請書を提出していること。
- (6) 暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局長が発注工事等から排除する旨の通知「指名除外通知書」を、内閣府から受けた者（当該「指名除外通知書」についての取消し通報として、「指名除外取消通知書」を通知された者は除く。）ではないこと。

3. 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒905-0019 沖縄県名護市大北4丁目28番34号

沖縄総合事務局北部国道事務所 総務課 契約係

TEL 0980-52-4350 FAX 0980-52-1131

- (2) 仕様書及び入札説明書の交付方法

本公告の日から上記3(1)の場所にて交付する。

- (3) 仕様書及び入札説明書の受領期限

平成24年4月5日 17時15分

- (4) 入札説明会の日時及び場所

入札説明会は行わない。

- (5) 競争参加資格確認申請書の提出期限

平成24年4月5日 17時15分

- (6) 入札書の提出方法

① 入札書は入札説明書に添付してある様式にて作成し、封筒に入れ厳重に封印し、かつ封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び入札日時、件名及び入札書在中」と朱書しなければならない。また、代理人をもって入札する場合は、委任状も併せて提出すること。

② 提出は持参による。

(7) 入札及び開札の日時並びに場所

平成24年4月24日 11時00分

名護市大北4丁目28番34号 沖縄総合事務局北部国道事務所 入札室

4. その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

競争に参加する資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) その他詳細は入札説明書による。